

森林再生支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 森林再生支援事業補助金(以下「**補助金**」という。)の交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「**規則**」という。)及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項(以下「**要項**」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 森林再生支援事業(以下「**本事業**」という。)により、再造林、下刈りの事業拡大に取り組む事業体へ支援を行い、主伐後の造林未済地の増加を抑え、森林の再生を促進することを目的とする。

(事業内容等)

第3条 **本事業**の内容、実施主体、補助率、採択基準等については、別表のとおりとし、県は予算の範囲内で助成する。

(事業実施計画書)

第4条 **要項**第3条の事業実施計画書(以下「**計画書**」という。)は、**別記第1号様式**によるものとする。

2 実施主体は、**要項**第3条の事業実施計画承認申請書に前項の**計画書**を添えて、所管の広域本部(地域振興局)長(熊本市にあっては、農林水産部長。以下「**局長等**」という。)を経由して知事に提出するものとする。

なお、広域本部(地域振興局)をまたいで**本事業**を行う実施主体にあっては、主たる事務所の所在地を管轄する広域本部(地域振興局)を経由して農林水産部森林局森林整備課(以下「**森林整備課**」という。)に提出することとし、県外の事業体にあっては、**森林整備課**に提出するものとする。

3 知事は、前項の規定により提出された**計画書**の内容が適当であると認めるときは、これを承認し、実施主体に通知するものとする。

4 **要項**第5条に基づく事業実施計画の変更については前3項の規定を準用し、変更理由書(任意様式)を添付のうえ、提出するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 **規則**第3条の規定による**補助金**の交付申請書は、**局長等**を経由して知事に提出するものとする。

2 **要項**第6条第2項第1号の事業計画書は、**別記第1号様式**によるものとする。

(補助金交付申請書の進達)

第6条 広域本部(地域振興局)長は、前条の**補助金**の交付申請書の内容を確認

のうえ、農林水産部長に進達するものとする。

（補助金の変更交付申請）

第7条 規則第7条第1項及び要項第8条第2項の変更申請については、前2条の規定を準用するものとする。

（補助金交付の条件）

第8条 補助金交付の条件は、規則第5条第1項各号に掲げるもののほか、この要領に従わなければならないものとする。

（事業実績報告）

第9条 実施主体は、本事業が完了したときは、速やかに実績報告書（要項別記第11号様式）に次の書類を添えて局長等に提出するものとする。

- (1) 事業実績書（別記第2号様式）
- (2) 収支精算書（要項別記第4号様式）

2 広域本部（地域振興局）長は、前項の実績報告書の内容を確認のうえ、農林水産部長に進達するものとする。

3 知事は、第1項の実績報告書の提出があったときは、内容を審査し、適切と認められる場合は、額の確定を行い実施主体に要項別記第12号様式により通知を行うものとする。

（補助金の請求）

第10条 実施主体は、本事業の完了後、補助金を受けようとするときは、要項第15条第1項の請求書を、局長等を経由して知事に提出するものとする。

（調査等への協力）

第11条 知事は、必要に応じて補助事業実施者の事業に係る経理内容を調査し、関係書類等の閲覧及び資料の提出を求めることができる。

（財産処分の制限）

第12条 要項第17条第1項の財産の処分の制限をする期間は事業完了の翌年度の初日から5年とする。

（雑則）

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、令和4年3月23日から施行する。

附 則

2 この要領は、令和4年8月8日から施行する。

附 則

3 この要領は、令和5年6月29日から施行する。

附 則

4 この要領は、令和6年8月14日から施行する。

森林再生支援事業実施要領 別表

事業の内容	実施主体	補助率	採択基準
<p>林業事業体等が再造林又は下刈りの取組みの拡大に要する経費に対する支援</p> <p>(1) 再造林の実施量増加に係る取組み</p> <p>(2) 下刈りの実施量増加に係る取組み</p>	<p>森林経営計画又は特定間伐等促進計画等に基づき、再造林や下刈りを実施する次の事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林組合等(森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会) ・ 特定非営利活動法人 ・ 民間事業者 	<p>定額。</p> <p>(1) 115,000 円/ha 以内</p> <p>(2) 22,000 円/ha 以内</p>	<p>補助対象は、各工種において、対象年度の施行面積のうち、令和5年度(2023年度)の施行面積を超えた面積を対象とする。なお、対象年度は本事業の交付申請を行う年度とする。</p> <p>対象年度の施行面積は、各工種において、実施主体が県内民有林で実施した次の面積から算出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林環境保全整備事業において、申請者が実施した直営施行、請負施行に係る施行面積 ・ 主伐・植栽一貫作業システム支援事業において、申請者が実施した直営施行、請負施行に係る施行面積 ・ 自力施行による施行面積 <p>の施行面積について、補助関係書類や公的資料を添付し、事業体の責任者による原本証明又は本書証明を行うこととする。</p> <p>対象となる植栽樹種は森林環境保全整備事業の対象樹種であることとする。</p>

森林再生支援事業計画書

1 事業主体名 ()
 森林経営計画又は特定間伐等促進計画等に基づき再造林や下刈りを実施する次の事業体に該当
 森林組合等
 特定非営利活動法人
 民間事業者

2 補助金額算定表

(1) 再造林

項目	基準年度[A] (R5年度) (ha)	対象年度[B] (R6年度) (ha)	増加量[B-A] (ha)	補助単価 (円)	補助金額 (円)
補助事業による直営施行及び請負施行面積				115,000	
代理申請面積				115,000	
自力施行による面積				115,000	
合計					

補助金額は、各項目で千円未満切り捨てとすること。

(2) 下刈り

項目	基準年度[A] (R5年度) (ha)	対象年度[B] (R6年度) (ha)	増加量[B-A] (ha)	補助単価 (円)	補助金額 (円)
補助事業による直営施行及び請負施行面積				22,000	
代理申請面積				22,000	
自力施行による面積				22,000	
合計					

補助金額は、各項目で千円未満切り捨てとすること。

3 事業完了予定年月日 年 月 日

注) 上記面積を確認できる資料を添付すること(要原本証明又は本書証明)

例) 森林環境保全整備事業等の補助関係書類(交付申請書や確定通知、造林事業補助金システムから出力された帳票等)
 上記の他公的資料(契約書等)

注) 変更計画の場合は、上段に変更計画(朱書)、下段に当初計画と2段書きで記載すること。

森林再生支援事業実績書

- 1 事業主体名 ()
森林経営計画又は特定間伐等促進計画等に基づき再造林や下刈りを実施する次の事業体に該当
森林組合等
特定非営利活動法人
民間事業体

2 補助金額算定表

(1) 再造林

項目	基準年度[A] (R5年度) (ha)	対象年度[B] (R6年度) (ha)	増加量[B-A] (ha)	補助単価 (円)	補助金額 (円)
補助事業による直営施行及び請負施行面積				115,000	
代理申請面積				115,000	
自力施行による面積				115,000	
合計					

補助金額は、各項目で千円未満切り捨てとすること。

(2) 下刈り

項目	基準年度[A] (R5年度) (ha)	対象年度[B] (R6年度) (ha)	増加量[B-A] (ha)	補助単価 (円)	補助金額 (円)
補助事業による直営施行及び請負施行面積				22,000	
代理申請面積				22,000	
自力施行による面積				22,000	
合計					

補助金額は、各項目で千円未満切り捨てとすること。

3 事業完了年月日 年 月 日

注) 上記面積を確認できる資料を添付すること(要原本証明又は本書証明)

- 例) 森林環境保全整備事業等の補助関係書類(交付申請書や確定通知、造林事業補助金システムから出力された帳票等)
上記の他公的資料(契約書等)

(参考様式)

委 任 状

私たちは、熊本県造林事業補助金等交付要項第3条第5項の規定を準用し、
を、代理人と定め、年度森林再生支援事業補助金交付申請書に記載されている事業について、次の事項を委任しその代理権を付与します。

- 1 森林再生支援事業補助金等の交付申請並びに補助金等の請求及び受領に関すること。

造林事業補助金等交付申請年月				
事業種類				
整理番号	委任年月日	委任者住所	委任者氏名	印

委任年月日、委任者住所、委任者氏名は自書とする。ただし、法人はこの限りではない。